



東保協発第 38-2 号
令和 6 年 9 月 20 日

厚生労働省保険局 医療介護連携政策課
課 長 山 田 章 平 様

東京都保険者協議会
会 長 桃 原 慎一郎



マイナ保険証への円滑な移行に向けた要望について

平素、本協議会の事業運営に関しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年 12 月 2 日に健康保険証からマイナ保険証を基本とする仕組みに移行するため、保険者は、国の要請に基づき、被保険者への周知などマイナ保険証の利用促進に向けて積極的に取り組んでおります。

しかしながら、医療機関・薬局での利用率（令和 6 年 7 月時点）は、全国では 11.13%、東京都では 10.03%といまだに低い水準となっており、マイナ保険証への移行に大きな不安と危機感を抱かざるを得ない状況となっています。

こうした状況の下、本年 7 月 30 日に開催した本協議会において、マイナ保険証の利用促進に係る取組状況の情報共有及び協議した結果を基に、以下のとおり要望いたします。

また、本協議会の委員から出た意見を別紙にまとめましたので、これらの意見も踏まえ、積極的に検討し、実現していただくようお願いいたします。

要望事項

- 医療機関・薬局での声掛けが、マイナ保険証の利用促進に一定の効果が認められていることから、医療機関等への一層の働きかけを行うこと。
- 保険者単体での取り組みには限界があることから、国において、マイナ保険証の登録率・携行率・利用率を飛躍的に向上させていくためのより強力な施策を検討し、実施するとともに、保険者が実施する取り組みに対して十分な財政支援を行うこと。
- 地域の実情を踏まえた広報・PR等において、各都道府県に設置されている保険者協議会を通じた取り組みを実施する場合は、保険者協議会に対して十分な財政支援を行うこと。

【東京都保険者協議会事務局】

東京都国民健康保険団体連合会
企画事業部 保健事業課 保健事業推進係

担 当： 廣 崎 ・ 田 中 ・ 青 木 ・ 北 山

T E L： 03-6238-0151

F A X： 03-6238-0033

E-mail： hjsuishin@tokyo-kokuhoren.or.jp

マイナ保険証の利用促進に関する意見について

被保険者からの実際の声

- マイナ保険証の提示をしても、健康保険証の提示を求める医療機関がある。
- マイナ保険証に対応していない医療機関がある。
- マイナ保険証の登録はしたが、持ち歩くことに不安があるので携帯しない。

保険者の悩み

- 周知不足からマイナ保険証を利用するメリットが理解されていない状況の下、医療保険の加入者は短期間で入れ替わることが多いため、保険者が周知することには限界がある。
- 社会保険に加入していない方の受皿となる国民健康保険では、様々な事情を抱えた加入者も多い。国は、マイナ保険証の利用促進を進める一方で、資格確認書の交付を行う状況にあっては、保険者としてマイナ保険証の利用率を向上させていくのは難しい面がある。

利用率低迷の要因

- マイナンバーカードの紛失・盗難による個人情報の流出への不安が根強く、保険証として活用される阻害要因となっていることから、国として国民の不安や不信感を払拭する取組を強化し、国民に安心感を与えることが重要である。
- マイナ保険証の利便性や利用価値への周知不足から、マイナ保険証の利用が被保険者本人の健診情報や受診（療養）情報の確認、特に緊急時の医療等の対応に役に立つことの理解不足に繋がっている。